

教員組織(比治山大学短期大学部)

2021年5月1日現在

事項		記入欄										備考		
短期大学の名称		比治山大学短期大学部												
学校本部の所在地		広島市東区牛田新町4丁目1番1号												
教員組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	専任教員等						基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
			教授	准教授	講師	助教	計	計						
		幼児教育科	4人	2人	4人	0人	10人	8人	3人	0人	23人	19.2人		
		総合生活デザイン学科	4人	2人	0人	1人	7人	5人	2人	1人	20人	22.0人		
		美術科	3人	1人	4人	0人	8人	7人	3人	1人	21人	18.1人		
		(共通教育科目)	—	—	—	—	—	—	—	—	25人	—		
		(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	5人	2人	—	—	—		
計	11人	5人	8人	1人	25人	25人	10人	2人	89人	—				
専攻科	専攻の名称	専任教員等						基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考	
		教授	准教授	講師	助教	計	計							
		美術専攻	—人	—人	—人	—人	—人							—
計	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	0人	4人	—				

[注]

- 1 教員組織の欄には、教育研究組織の欄に記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等(〇〇)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数(及び「教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 2 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 3 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 4 他の学科・専攻課程等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員(兼任)は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 5 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ(備考に規定する事項を含む。)
 - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一(備考に規定する事項を含む。)
- 6 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。